

静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例及び職業能力開発促進法第15条の7第1項ただし書に規定する静岡県立職業能力開発施設以外の施設で行うことができる職業訓練等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第5号

静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例及び職業能力開発促進法第15条の7第1項ただし書に規定する静岡県立職業能力開発施設以外の施設で行うことができる職業訓練等を定める条例の一部を改正する条例

(静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例の一部改正)

第1条 静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例(昭和54年静岡県条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
(設置) 第1条 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第16条第1項の規定に基づき職業能力開発校を、同条第2項の規定に基づき障害者職業能力開発校を設置する。 2 職業能力開発校及び障害者職業能力開発校(以下「職業能力開発施設」という。)の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) (略)	(設置) 第1条 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第16条第1項の規定に基づき職業能力開発校を、同条第2項の規定に基づき <u>職業能力開発短期大学校</u> 及び障害者職業能力開発校を設置する。 2 職業能力開発校、 <u>職業能力開発短期大学校</u> 及び障害者職業能力開発校(以下「職業能力開発施設」という。)の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) <u>職業能力開発短期大学校</u> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>静岡県立工科短期大学校</td><td>沼津市 静岡市</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	静岡県立工科短期大学校	沼津市 静岡市
名 称	位 置				
静岡県立工科短期大学校	沼津市 静岡市				
(2) (略) (普通課程の授業料) 第2条 職業能力開発校の普通課程の <u>訓練生</u> は、 <u>授業料として年額118,800円を前期(4月1日から同年9月30日までの期間をいう。以下同じ。)</u> 及び後期(10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。)の2期に分けて納付しなければならない。ただし、前期	(3) (略) (授業料) 第2条 <u>授業料は、職業能力開発校の普通課程の学生(法第19条第3項の訓練生をいう。以下同じ。)</u> にあつては年額118,800円を、 <u>職業能力開発短期大学校の専門課程の学生にあつては年額234,600円を前期(4月1日から同年9月30日までの期間をいう。以下同じ。)</u> 及び後				

又は後期の全期間にわたって所定の手続を経て欠席した者は、当該前期又は後期に係る授業料を納付することを要しない。

2～4 (略)  
(入校料等)

**第3条** 職業能力開発校の普通課程の入校の許可を受けた者は、当該許可の日の翌日から起算して15日以内に、5,650円を入校料として納付しなければならない。

2 職業能力開発校の普通課程の入校試験を受けようとする者は、入校願書を提出する際、2,200円を入校検定料として納付しなければならない。

期(10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。)の2期に分けて納付しなければならない。ただし、前期又は後期の全期間にわたって所定の手続を経て欠席した者は、当該前期又は後期に係る授業料を納付することを要しない。

2～4 (略)  
(入校料等)

**第3条** 入校料は、職業能力開発校の普通課程の入校の許可を受けた者にあつては5,650円を、職業能力開発短期大学の専門課程の入校の許可を受けた者にあつては次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める額を知事が別に定める日までに納付しなければならない。

区 分	金 額
県内の者	84,600円
県外の者	219,900円

備考 県内の者とは次のいずれかに該当する者をいい、県外の者とはその他の者をいう。

- (1) 入校の手続を行う日の属する月の初日において、引き続き1年以上県内に住所を有している者
- (2) 入校の手続を行う日の属する月の初日において、配偶者又は1親等の親族が引き続き1年以上県内に住所を有している者
- (3) 知事が(1)又は(2)に掲げる者に準ずると認める者

2 入校検定料は、職業能力開発校の普通課程の入校試験を受けようとする者にあつては2,200円を、職業能力開発短期大学の専門課程の入校試験を受けようとする者にあつては18,000円を入校願書を提出する際に納付しなければならない。

(授業料等の納付)

**第4条** 授業料、入校料及び入校検定料（次条において「授業料等」という。）は、静岡県収入証紙により納付しなければならない。

(授業料等の不還付)

**第5条** 既に納付した授業料等は、還付しない。

(授業料の減免等)

**第6条** 知事は、天災その他特別の事情により授業料の納付が困難と認められる者に対しては、授業料を減免し、又は分割して納付させることができる。

(委任)

**第7条** 職業能力開発施設の訓練科、訓練生定員、訓練期間その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(入校検定料の納付)

**第4条** 入校検定料は、静岡県収入証紙により納付しなければならない。

(授業料等の不還付)

**第5条** 既に納付した授業料、入校料及び入校検定料（以下「授業料等」という。）は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(授業料等の減免等)

**第6条** 知事は、天災その他特別の事情により授業料等の納付が困難と認められる者に対しては、授業料等を減免し、分割して納付させ、又はその納付を猶予することができる。

(委任)

**第7条** 職業能力開発施設の訓練科、学生の定員、訓練期間その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(職業能力開発促進法第15条の7第1項ただし書に規定する静岡県立職業能力開発施設以外の施設で行うことができる職業訓練等を定める条例の一部改正)

**第2条** 職業能力開発促進法第15条の7第1項ただし書に規定する静岡県立職業能力開発施設以外の施設で行うことができる職業訓練等を定める条例（平成25年静岡県条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) <b>第1条</b> この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第15条の7第1項ただし書及び第3項、第19条第1項、第23条第1項第3号並びに第28条第1項の規定に基づき、静岡県立職業能力開発施設（県が設置する法第15条の7第1項第1号に規定する職業能力開発校及び同項第5号に規定する障害者職業能力開発校をいう。以下これを「 <u>県立施設</u> 」という。）以外の施設で行うことができる職業訓練等に関し必要な事	(趣旨) <b>第1条</b> この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第15条の7第1項ただし書及び第3項、第19条第1項、第23条第1項第3号、 <u>第28条第1項並びに第30条の2第1項</u> の規定に基づき、静岡県立職業能力開発施設（県が設置する法第15条の7第1項第1号に規定する職業能力開発校、 <u>同項第2号に規定する職業能力開発短期大学校</u> 及び同項第5号に規定する障害者職業能力開発校をいう。以下これを「 <u>県立施</u>

項を定めるものとする。

(県立施設以外の施設で行うことができる職業訓練)

**第2条** 法第15条の7第1項ただし書の条例で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する職業訓練とする。

- (1) (略)
- (2) 県立施設で行う短期課程の普通職業訓練と同等の水準が確保され、かつ、地域における優れた人材や設備を活用した職業訓練のうち、知事が適当と認めるもの

(職業訓練の基準)

**第4条** 普通課程に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 訓練の対象者 学校教育法(昭和22年法律第26号)による中学校を卒業した者(以下「中学校卒業生」という。)若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者(以下「中等教育学校前期課程修了生」という。)若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること又は同法による高等学校を卒業した者(以下「高等学校卒業生」という。)若しくは同法による中等教育学校を卒業した者(以下「中等教育学校卒業生」という。)若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。

(2)・(3) (略)

- (4) 訓練期間 中学校卒業生若しくは中等教育学校前期課程修了生又はこれらと同等以

設」という。)以外の施設で行うことができる職業訓練等に関し必要な事項を定めるものとする。

(県立施設以外の施設で行うことができる職業訓練)

**第2条** 法第15条の7第1項ただし書の条例で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する職業訓練とする。

- (1) (略)
- (2) 県立施設で行う短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程の高度職業訓練と同等の水準が確保され、かつ、地域における優れた人材や設備を活用した職業訓練のうち、知事が適当と認めるもの

(職業訓練の基準)

**第4条** 普通課程に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 訓練の対象者 学校教育法(昭和22年法律第26号)による中学校を卒業した者(以下「中学校卒業生」という。)若しくは同法による義務教育学校を卒業した者(以下「義務教育学校卒業生」という。)若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者(以下「中等教育学校前期課程修了生」という。)若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること又は同法による高等学校を卒業した者(以下「高等学校卒業生」という。)若しくは同法による中等教育学校を卒業した者(以下「中等教育学校卒業生」という。)若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。

(2)・(3) (略)

- (4) 訓練期間 中学校卒業生若しくは義務教育学校卒業生若しくは中等教育学校前期課

上の学力を有すると認められる者（以下「中学校卒業者等」という。）を対象とする場合にあっては2年、高等学校卒業者若しくは中等教育学校卒業者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「高等学校卒業者等」という。）を対象とする場合にあっては1年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、中学校卒業者等を対象とするときにあっては2年以上4年以下、高等学校卒業者等を対象とするときにあっては1年以上4年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができる。

(5)～(9) (略)

2 短期課程に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 訓練の対象者 職業に必要な技能（高度の技能を除く。以下同じ。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。
- (2) 教科 その科目が職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。
- (4) 訓練期間 6月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合にあっては、1年）以下の適切な期間であること。
- (5) 訓練時間 総訓練時間が12時間（管理者又は監督者に必要な技能及びこれに関する

程修了者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「中学校卒業者等」という。）を対象とする場合にあっては2年、高等学校卒業者若しくは中等教育学校卒業者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「高等学校卒業者等」という。）を対象とする場合にあっては1年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、中学校卒業者等を対象とするときにあっては2年以上4年以下、高等学校卒業者等を対象とするときにあっては1年以上4年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができる。

(5)～(9) (略)

知識を習得することを目的とする訓練にあつては、10時間)以上であること。

(6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

3 前2項に定めるもののほか、職業訓練に関し必要な基準は、規則で定める。

**第5条** 短期課程に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 訓練の対象者 職業に必要な技能(高度の技能を除く。以下同じ。)及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。

(2) 教科 その科目が職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。

(4) 訓練期間 6月(訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合にあつては、1年)以下の適切な期間であること。

(5) 訓練時間 総訓練時間が12時間(管理者又は監督者に必要な技能及びこれに関する知識を習得することを目的とする訓練にあつては、10時間)以上であること。

(6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

**第6条** 専門課程に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 訓練の対象者 高等学校卒業生等であること。

- (2) 教科 その科目が将来職業に必要な高度の技能（専門的かつ応用的な技能を除く。以下同じ。）及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練期間 2年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、1年を超えない範囲内で当該期間を延長することができる。
- (4) 訓練時間 1年につきおおむね1,400時間であり、かつ、総訓練時間が2,800時間以上であること。
- (5) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
- (6) 訓練生の数 訓練を行う1単位につき40人以下であること。
- (7) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。この場合において、次のいずれかに該当する者を1名以上配置するものであること。
- ア 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「法施行規則」という。）第48条の2第2項第1号から第3号までに該当する者又は同項第4号に該当する者で研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- イ 研究所、試験所等に10年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者
- (8) 試験 学科試験及び実技試験に区分し、

それぞれ訓練期間1年以内ごとに1回行うこと。

**第7条** 専門短期課程に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 訓練の対象者 職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。
- (2) 教科 その科目が職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。
- (4) 訓練期間 6月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合にあっては、1年）以下の適切な期間であること。
- (5) 訓練時間 総訓練時間が12時間以上であること。
- (6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

**第8条** 第4条から前条までに定めるもののほか、職業訓練に関し必要な基準は、規則で定める。

（無料とする職業訓練）

**第9条** （略）

（職業訓練指導員の資格）

**第10条** 法第28条第1項の条例で定める者は、同項の免許（以下「職業訓練指導員免許」という。）を受けた者又は法施行規則第48条の3各号のいずれかに該当する者（職業訓練指導員免許を受けた者及び法第30条第1項の職業

（無料とする職業訓練）

**第5条** （略）

（職業訓練指導員の資格）

**第6条** 法第28条第1項の条例で定める者は、同項の免許（以下「職業訓練指導員免許」という。）を受けた者又は職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「法施行規則」という。）第48条の3各号のいずれ

かに該当する者（職業訓練指導員免許を受けた者及び法第30条第1項の職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者にあつては、法施行規則第39条第1号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。）とする。

訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者にあつては、法施行規則第39条第1号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。）とする。

**第11条** 法第30条の2第1項の条例で定める者のうち専門課程の高度職業訓練における職業訓練指導員は、法施行規則第48条の2第2項各号のいずれかに該当する者とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例第4条から第6条までの改正 令和2年4月1日
  - (2) 次項の規定 令和2年8月1日  
（静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例の一部改正に伴う準備行為）
- 2 第1条の規定による改正後の静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条の規定による納付及びこれに関し必要な手続その他の行為（職業能力開発短期大学校に係るものに限る。）は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例第3条から第6条までの規定の例により行うことができる。